

## 令和8年第2回川場村議会定例会会議録第1号

令和8年3月5日（木曜日）

### 議事日程 第1号

令和8年3月5日（木曜日）午前9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（7番・8番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 陳情文書表について
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 6号 川場村空家等対策の推進に関する条例について
- 日程第 7 議案第 7号 川場村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 8 議案第 8号 川場村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 9 議案第 9号 川場村消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 川場村子育て支援金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 川場村武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 川場村武道館の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第15号 令和7年度川場村一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第16 議案第16号 令和7年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第17号 令和7年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第18号 令和7年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第19号 令和7年度川場村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第20号 令和7年度川場村下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第21号 令和8年度川場村一般会計予算について
- 日程第22 議案第22号 令和8年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について

- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 令和 8 年度川場村介護保険事業特別会計予算について  
日程第 2 4 議案第 2 4 号 令和 8 年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第 2 5 議案第 2 5 号 令和 8 年度川場村簡易水道事業会計予算について  
日程第 2 6 議案第 2 6 号 令和 8 年度川場村下水道事業会計予算について
- 

#### **本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

出席議員（9人）

1番	栗原達也君	2番	千木良澄夫君
3番		4番	角田文雄君
5番	津久井俊雄君	6番	宮内好美君
7番	丸山敏雄君	8番	細谷市衛君
9番	黒田まり子君	10番	小菅秋雄君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村長	外山京太郎君	副村長	角田圭一君
教育長	宮内伸明君	総務課長	小林巧君
住民課長	安藤秀昭君	健康福祉課長	布施伸一郎君
むらづくり振興課長	小菅喜仁君	田園整備課長	石田信幸君
教育委員会事務局長	横坂徹君	会計管理者	春原久代君

---

事務局職員出席者

事務局長	今井忠	書記	田中玲子
------	-----	----	------

## ◎議長挨拶

○事務局長（今井 忠君） ただいまから、令和8年第2回川場村議会定例会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（小菅秋雄君） 皆さん、おはようございます。

定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和8年第2回川場村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には公私極めてご多忙のところご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今期定例会は、一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計の新年度予算をはじめ、重要な案件を審議する議会であります。議会といたしましては、提出される全ての案件に対しまして十分に審議を尽くし、村民の要望を村の諸施策に反映すべく努力いたしたいと存じます。

議員各位には適切な議会運営に努められますとともに、執行部のご協力をお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶といたします。

---

## ◎村長挨拶

○事務局長（今井 忠君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 改めまして、皆さんおはようございます。

議会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和8年第2回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、小菅議長をはじめ議員各位のご出席をいただきまして、ここに開会できますことを心から御礼を申し上げます。

先ほど、細谷市衛議員におかれましては、永年勤続の表彰、誠におめでとうございました。この表彰を契機に、ますますご精進されることをご祈念申し上げる次第でございます。

さて、急な衆議院の解散で1月27日公示、2月8日投開票の日程で実施をされました衆議院議員総選挙等におきましては、有権者の皆様にはこの選挙の意義と重要性を認識し、進んで投票に参加していただいた結果、本村の投票率が64.72%で前回の投票率に比べ2ポイント上昇し、県内で7番目の投票率となりました。

また、イタリアで行われました第25回冬季オリンピックミラノコルティナ大会が2月6日から22日までの17日間で行われ、日本は過去最多のメダル24個を獲得し、将来オリンピックを目指す子供たちにとって大きな励みとなったと思います。

さらに、国におきましては衆議院選挙後に第2次の高市内閣が誕生いたしました。新政権は強い経済の構築を目指し、国民に景気回復の果実を実感していただくことを目指しております。このような国の方針に対し、地方自治体としても地方創生への強い取組方針に期待を寄せているところでございます。

さて、本定例会での提出案件は、条例の制定3件、条例の一部改正5件、一般会計及び特別会計等の補正予算案6件、一般会計及び特別会計等の当初予算案6件、報告1件、その他2件の合わせて23件であります。

いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、本定例会招集の挨拶とさせていただきます。

---

## ◎開会・開議

午前9時05分開会・開議

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員数は9名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回川場村議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において7番丸山議員、8番細谷議員を指名いたします。

---

## ◎日程第2 会期の決定

○議長（小菅秋雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月13日までの9日間に決定いたしました。

---

## ◎日程第3 諸般の報告

○議長（小菅秋雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る2月13日、群馬県町村議会議長の定期総会が群馬県市町村会館において開催されました。

定期総会では、全国町村議会議長の町村議会表彰、自治功労者表彰並びに群馬県町村議会議長会表彰、群馬県知事による感謝状の贈呈が行われ、私が議長4年以上在職者として群馬県町村議会議長会の表彰を受けました。そのほかの表彰を受けられた方々は、お手元にお配りしてございますのでご覧ください。

なお、議事では令和8年度の事業計画及び一般会計予算等の議案が提出され、全て原案のとおり決定されました。

去る2月6日付で川場村監査委員から議長宛てに、定期監査の結果報告書、2月27日付で行政監査の結果報告書の提出がありました。

報告書の写しはお手元に配付したとおりですので、ご承知願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 陳情文書表について

○議長（小菅秋雄君） 日程第4、陳情文書表についてを議題といたします。

お手元に配付してあります陳情文書表について、所管の委員会に付託し、十分に審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 受理番号1番を総務文教常任委員会に付託いたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。それではよろしくお願いたします。

---

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（小菅秋雄君） 日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 2番千木良澄夫です。

通告により質問をさせていただきます。

村民の健康づくり支援についてお伺いいたします。

少子高齢化が進む中、村民一人一人が心身ともに健康で安心して暮らしていけることは、個人や家庭にとっても大切なことであり、村にとっても村政運営の重要事項であります。

健康であるということは、医療費の抑制だけでなく、健康寿命を延ばし、村民が生き生きと地域で活動できることは、将来にわたっての村づくりに大きな力となるものです。

本村においても、各種検診や健康教室、運動、食生活の改善などの取組が進められていますが、身近さ、参加しやすさが課題となって参加者の増加につながらないのではと思います。

そこで、村民の健康づくり支援事業の現状と今後の方向性についてお伺いします。

1つ目が、現在実施している主な事業内容とその目的についてお聞かせ願いたいと思います。

2番目としまして、参加率や利用状況の把握について。

3番目として、働き世代や子育て世代への健康支援についての取組について。

以上3点についてお伺いいたします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 千木良澄夫議員の一般質問にお答えをいたします。

村民の健康づくり支援について、支援事業の現状と今後の方向性についてのご質問であります。初めに、1つ目の「現在実施している主な事業内容とその目的について」であります。各種検診については、特定健診・後期高齢者健診をメタボリックシンドロームの早期発見と予防、健康寿命の延伸や医療費の増大の抑制を目的として実施をしております。

がん検診については、がんを早期に発見し治療につなげ、がんによる死亡率を低下させる目的で、肺がん、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がんの検診を実施しております。

子供に対する検診といたしまして、糖尿病、高血圧、脂質異常症などを早期に発見・把握し、適切な食事・運動指導を通じて病気の発症や進行を食い止める目的で、小児生活習慣病予防検診を川場学園の5年生と8年生の希望者を対象に実施をしております。

健康教室については、65歳以上の方を対象として、要介護状態になることを防ぐことで、住み慣れた地域で自分らしく自立した日常生活を長期間維持することを目的に、介護予防事業として「筋力アップ教室」「ヘルスアップ教室」「笑顔アップ教室」「元気アップ教室」「転倒防止教室」を月に一度のペースで実施しております。

運動については、ウォーキング教室をウォーキングや室内運動に関する知識の普及啓発と健康意識の高揚、運動習慣の確立を目的として実施をしております。

生活習慣の改善については、川場村食生活改善推進協議会の皆さんにご協力をいただき、生活習慣病の予防・重症化防止等を目的に、料理教室を計画、実施をさせていただいております。

次に、2つ目の「参加率や利用状況の把握について」ですが、特定健診については受診率61.6%、後期高齢者検診43.7%となっております。

がん検診については、肺がんが31.66%、胃がんが11.5%、大腸がんが21.5%、子宮頸がん23.9%、乳がん24.9%、前立腺がん27.7%であります。

小児生活習慣病予防検診は、89.5%の児童生徒が受診をしております。

筋力アップ教室は270名、ヘルスアップ教室238名、笑顔アップ教室141名、元気アップ教室325名、転倒防止教室98名が4月から1月末までにご利用いただいております。

ウォーキング教室は年10回計画し、9回実施しており68名の方に参加をいただいております。

食生活改善のための料理教室等については、学童クラブ料理教室、働き世代料理教室等7つの教室を計画し、延べ237名の方に参加をいただいております。

最後に、3つ目の「働き世代や子育て世代への健康支援についての取組について」でございますが、健診については、がん検診と同日に受診ができるように総合化に取り組んでおり、早朝・土曜日の開催をしております。

本年度から始まったウォーキング教室については、働き世代の方が参加しやすいように、令和8年度から全5回の開催計画のうち、2回は午後6時30分から開催する会を計画しております。

また、地域・職域連携推進協議会を通して、事業所と行政の取組の共有や連携方法等を検討しております。

今後におきましても、参加状況や村民ニーズを踏まえながら、より多くの方にご参加いただけるよう実施方法の工夫や周知の充実を図り、健康寿命の延伸と医療費の適正化につながる取組を推進してまいります。

議員皆様のご理解とご協力、ご指導を賜りますようお願い申し上げ、千木良澄夫議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ご答弁ありがとうございました。

村民の健康づくりを考える上で、病気になってからの対応だけでなく、各種検診の受診による病気の早期発見や日常生活の中での運動、食、心の健康を整えていく一次予防の取組がますます重要になってくると思います。

先ほどのお話の中にありましたように、がん検診でございますが、肺が31.6%、胃が11.5%、大腸が20%程度ということで、かなり受診率が低いように思われますが、どのような要因があるかということをお考えをお聞かせ願いたいと思います。

また、2番目といたしまして、今年度からウォーキング教室を行い、併せて健康ポイント事業として位置づけ事業を行っているようでございますが、参加率を上げていくには非常によい試みであろうかと思えます。

ポイント事業でございますが、特定健診や人間ドック、あとがん検診、また、ウォーキング教室、健康まつり、クリーンキャンペーン、料理教室など、いろいろなものがポイントの加算となっておりますのでございますが、その中でウォーキング教室が先ほど9回実施で68名の参加ということでございます。延べの人数かなと思いますが、ポイント事業への参加者、これは何人だったのでしょうか。また、ポイント事業の実績等をお聞かせ願えればと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（小菅秋雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 布施伸一郎君発言〕

○健康福祉課長（布施伸一郎君） まず、がん検診の受診率について回答させていただきます。

がん検診には、市町村が実施する住民検診、それから事業主が福利厚生の一環として実施する検診、それから人間ドックなどの個人が受ける検診があります。事業主が福利厚生の一環として実施されている検診を職域検診というふうに言っております。

がん検診受診者のうち住民検診の受診者につきましては2割～4割でありまして、残りは職域検診を受診しているため、市町村では住民全員の受診状況を把握できていないのが実情であるため、村で把握している受診率については、住民検診の受診率となっております。

がんによる死亡率を減少させるためには、早期発見と早期治療が必要となります。現在は必要な検診受診率を把握できないため、未受診者の確認ができていない状況です。厚生労働省でもがん検診の在り方に関する検討会におきまして、がん検診情報の一体的な把握についての検討が行われており、令和9年度の健康増進事業では、職域等がん検診情報を含めた報告をするような案も出されております。村といたしましても受診率の把握に向け、取組について検討をしているところでございます。

次に、健康ポイント事業についてでございますが、今年度のウォーキング教室につきましては、10回のうち9回が行われております。3月11日がウォーキング教室最後の日程となっております。現在のところ12名の申込みがあります。

それでは、健康ポイント事業についてですけれども、村民の健康意識の高揚と各種検診等の受診率の向上を図るとともに医療費抑制につなげることを目的にしております。

7年度につきましては、特定健診、後期高齢者健診、ウォーキング教室、料理教室、健康福祉まつり等が健康ポイントの対象事業となっております。対象事業に参加してポイントを獲得し、15ポイントに到達すると景品と交換できる制度となっております。事業の参加登録者は61名です。景品交換のポイント到達者が4名となっております。

令和8年度につきましては、より多くの皆さんに参加をしていただけるように健康ポイントの対象事業を増やしまして、景品交換ポイントの到達が容易となるような計画を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ご答弁ありがとうございました。

がん検診につきましては、実施数のやはり把握が必要になってこようかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、このポイント事業でございますが、初年度であったのでちょっと少なかったような気がいたします。このポイント事業の登録者を増やすように、先ほどもポイント達成のハードルを下げるというようなお話をされましたが、ぜひとも気軽に参加できるような、そんな事業にしていただければと思います。

村民の健康は、医療や福祉の問題だけでなく、地域の活動や村の活力にもつながっていきます。健康が全てではありませんが、健康でなければ全てがなくなってしまうとお言葉もお聞きします。今後もより多くの村民が参加しやすく、事業の効果が発揮できるよう、健康づくり支援事業のさらなる推進をお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、2番千木良議員の質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

---

## ◎日程第6 議案第6号 川場村空家等対策の推進に関する条例

○議長（小菅秋雄君） 日程第6、議案第6号 川場村空家等対策の推進に関する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第6号 川場村空家等対策の推進に関する条例について、提案説明を申し上げます。

本条例は、村内における空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに「川場村空家等対策の推進に関する条例」を制定するものであります。

近年、全国的に空き家の増加が課題となっており、適切に管理されていない空き家は、防災・防犯上の危険や景観の悪化、衛生環境の悪化など、地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼすものであります。本村においても、人口減少や高齢化の進行、相続未整理等により、今後空き家の増加が見込まれることから、法に基づく体制整備を図る必要があります。

本条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、本村における必要事項を定めるものであります。地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、良好な生活環境の保全を図り、安全で安心な暮らしの実現に寄与するため、本条例の設置を提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号 川場村空家等対策の推進に関する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第7号 川場村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第7、議案第7号 川場村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第7号 川場村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、提案説明を申し上げます。

令和8年4月より「子どもの育成環境の整備」「子育て家庭の孤立・負担軽減」「多様なライフスタイルへの対応」等を目的として、乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」が全国で実施されることに伴い、本村においても本制度を実施するため、児童福祉法の規定に基づき、新たに「川場村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定を行う必要があることから提案するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号 川場村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第8号 川場村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第8、議案第8号 川場村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第8号 川場村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、提案説明を申し上げます。

令和8年4月より、通称「子ども誰でも通園制度」が全国で実施されることに伴い、本村においても本制度を実施するため、子ども・子育て支援法の規定に基づき、新たに「川場村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」の制定を行う必要があることから提案するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号 川場村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第9 議案第9号 川場村消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第9、議案第9号 川場村消防団条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第9号 川場村消防団条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

消防団は、地域の防災力を維持し、迅速な対応が求められる重要な組織であり、地域住民の安心・安全を守る役割を担っております。しかし、本村での人口減少及び少子高齢化を考慮し、消防団員の

定数を見直すことから、川場村消防団条例の一部を改正するため提案するものであります。

改正の内容は、第1分団から第8分団までの8つの分団で各1名ずつ定数を削減し、合計8名を削減するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号 川場村消防団条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第10 議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第10、議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明をいたします。

本条例改正は、川場村空家等対策協議会委員の報酬を新たに定めるため「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正するものであります。

川場村空家等対策協議会は、全国的に課題となっている空き家問題に対し、本村がより実効的かつ総合的な対策を推進するために設置する組織であります。本協議会は、さきに議案第6号で議決をいただいた「川場村空家等対策の推進に関する条例」の第7条第1項に基づき市町村が設置できる附属機関に位置づけられております。

協議会では、村が空家等対策計画を作成または見直しする際に、その内容について意見を聴取し、協議を行います。これにより、地域の実情や特性を踏まえた実効性の高い計画策定が可能となります。

あわせて村内の空き家等が特定空家等に該当するか否かについても、専門的知見に基づき審議し、適切な判断を行います。

空き家対策は建物の老朽化対策にとどまらず、相続や権利関係などの法務、不動産取引、建築技術、福祉的配慮、地域コミュニティへの影響など、多様な分野が関係する施策です。そのため本協議会は、地域住民代表のほか、弁護士会、司法書士会、不動産関係団体、建築士会、社会福祉協議会、警察関係者等の中から村長が必要と認める者を10名以内で任命する予定であります。

報酬額については、2月13日に開催されました特別職報酬等審議会において審議を行い、本村における他の非常勤特別職の報酬水準等を勘案し、日額7,000円と決定いたしました。旅費については「川場村旅費支給条例」に基づき支給をいたします。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。6番宮内議員。

〔6番 宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君） 質問というか確認なんです。

空家等対策協議会報酬の関係でございますけれども、本文の中では訂正されまして、会長と委員それぞれ7,000円となっております。これでよかったと思うんですけども、一番最後のページの新旧対照表でございますけれども、改正後のところでございますけれども、協議会に日額7,000円というふうに書かれております。ここも同じように代表の方、それから委員とそれぞれ金額が同じだから会としてっていうんじゃなくて、代表それから委員の方にそれぞれ日額幾らというふうになると思いますので、これでよろしいのかどうかお伺いします。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 小菅喜仁君発言〕

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君） 私の手元にあるのは新旧対照表の空家対策協議会委員と変更されて差し替えを差し上げたはずなんです、そういうふうに皆様はなっておりませんか。

○議長（小菅秋雄君） 宮内議員。

〔6番 宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君） ご説明ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩を取ります。

午前 9時46分休憩

---

午前10時05分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第11 議案第11号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第11、議案第11号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第11号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

小口資金を含む県制度融資に係る返済負担軽減の特別措置につきましては、令和8年3月末で廃止となる予定ですが、廃止後も売上げ減少等の要件を満たす場合の借換え制度を継続して実施をしていくために改正するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第12号 川場村子育て支援金支給条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第12、議案第12号 川場村子育て支援金支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第12号 川場村子育て支援金支給条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

川場村では、子育て支援対策として出生時及び小・中学校の入学年齢に達したときに支援金の支給を行っております。今回の改正は、第4子及び第5子に係る支援の在り方を見直すものでございます。

多子世帯における子育ては、日常生活における支出も長期にわたり重なり、家計への影響もより大きなものとなります。このような状況を踏まえ、出生時の支給が重点的となっている支給額を、小学校入学の年齢に達したときと中学校入学の年齢に達したときに振り分けて支給をする仕組みへと見直したいため、川場村子育て支援金支給条例の一部改正を提案するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号 川場村子育て支援金支給条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第13号 川場村武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第13、議案第13号 川場村武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第13号 川場村武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

川場村武道館の「ゲートボール場」を「室内運動場」に名称を変更するため提案するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号 川場村武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第14号 川場村武道館の指定管理者の指定について

○議長（小菅秋雄君） 日程第14、議案第14号 川場村武道館の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第14号 川場村武道館の指定管理者の指定について、提案説明を申し上げます。

この指定は、「川場村公の施設に関する指定管理者の指定の手續等に関する条例」第5条の規定に基づき、公募によらずに候補者の選定を行うものであります。

今回は、本年1月21日に開催された川場村指定管理者選定委員会において、NPO法人川場村ス

ポーツクラブが指定管理者として選定をされました。

川場村武道館周辺の施設を一体的に管理することで、利用者の利便性の向上と予約管理、利用料の収納業務等、効率化が図られるものと期待をしているところであります。

なお、指定期間につきましては令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間といたします。

慎重審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号 川場村武道館の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第15 議案第15号 令和7年度川場村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第15、議案第15号 令和7年度川場村一般会計補正予算（第6号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第15号 令和7年度川場村一般会計補正予算（第6号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,288万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8,769万9,000円とするものであります。

歳入は、村税3,415万9,000円、地方譲与税1,176万円、利子割交付金39万9,000円、配当割交付金150万円、株式等譲渡所得割交付金220万円、法人税交付金537万4,000円、地方消費税交付金2,000万円、環境性能割交付金300万円、地方交付税971万円、国庫支出金1,475万9,000円、財産収入156万2,000円、諸収入112万4,000円を追加し、使用料及び手数料85万1,000円、県支出金1,854万4,000円、寄附金4,

106万1,000円、繰入金1億2,508万2,000円、村債290万円を減額計上いたしました。

次に、歳出であります。歳出全般において職員給料及び職員手当など不用になった予算の更正減を行いました。また、事業費の確定に伴う減額も行っております。

主なものとしては、第2款総務費は5,319万9,000円を減額計上いたしました。財産管理費の基金積立金1,874万5,000円を減額、企画費のふるさと納税特典経費等3,544万9,000円の減額、村活性化推進費の地域未来交付金事業費2,586万7,000円の増額などがあります。

第3款民生費は311万6,000円を減額計上いたしました。国民健康保険事業特別会計繰出金256万5,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金442万3,000円、福祉医療費673万1,000円、身体障害者福祉費710万4,000円、子育て支援金415万円の減額などがあります。保育所費の子どものための教育・保育給付費負担金は2,012万円の増額などがあります。

第4款衛生費は1,350万3,000円を減額計上いたしました。保健衛生総務費の水道事業会計繰出金107万9,000円の増額、予防費の予防接種委託料370万円の減額、母子保健費320万円の減額、健康増進費327万3,000円の減額などがあります。

第6款農林水産業費は2,396万9,000円を減額計上いたしました。土地改良総合整備事業費は337万3,000円の減額、林業振興費は1,696万1,000円の減額などがあります。

第7款商工費は181万3,000円を減額計上いたしました。商工総務費の物価高騰対応重点支援事業商品券交付事業委託料75万4,000円の減額などがあります。

第8款土木費は571万1,000円を増額計上いたしました。土木管理費は538万1,000円の減額、道路維持費の村道除雪作業委託料1,050万円、下水道事業会計繰出金153万9,000円の追加であります。

第9款消防費は1万7,000円を増額計上いたしました。

第10款教育費は1,923万8,000円を減額計上いたしました。国際交流事業は138万9,000円の減額、教育振興費は156万円の減額、社会教育総務費は135万7,000円の減額、文化会館費155万7,000円の減額、埋蔵文化財調査費は389万6,000円の減額、保健体育総務費は386万1,000円の減額などがあります。

第11款災害復旧費は37万1,000円を減額計上いたしました。

第12款公債費は2,996万8,000円を増額計上いたしました。繰上償還のため、元金償還金3,604万9,000円を増額し、利子償還金について精査した結果564万3,000円の減額であります。

以上、概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたしま

す。

○議長（小菅秋雄君） ここで、担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 小林 巧君発言〕

○総務課長（小林 巧君） それでは、令和7年度川場村一般会計補正予算（第6号）の細部説明をいたします。

令和7年度川場村一般会計補正予算（第6号）では、歳入歳出それぞれ8,288万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8,769万9,000円とするものです。

第2条翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費」による。

第3条地方債の追加及び変更は「第3表地方債補正」による。

6ページをご覧ください。

第2表繰越明許費になります。款、項、事業名、金額の順に申し上げます。

2款総務費1項総務管理費、地域未来交付金事業、旧デジタル田園都市国家構想交付金でございますけれども2,586万7,000円。3項の戸籍住民基本台帳費、戸籍附票システム改修事業184万8,000円。6款農林水産業費2項林業費、林業作業道総合整備事業補助金522万円、計3,293万5,000円が翌年度へ繰り越される事業でございます。

7ページをご覧ください。

第3表地方債補正になります。

1追加。起債の目的でございますけれども、防災対策事業債でございます。限度額が490万円。

その下に変更とありますけれども、下の緊急防災・減災事業債につきまして、群馬県防災情報通信ネットワークシステム衛星回線整備事業の負担金とJアラートでございます。追加になりましたのがJアラートにつきまして県と協議をした結果、2つの事業債で対応する事業となりました。ということで、Jアラートにつきましては2つの起債で対応することになりました。

下の変更でございますけれども、緊急自然災害防止対策事業債、この400万円でございますけれども、補正額が右側でございますけれども、緊急防災・減災事業債につきましては、限度額で2,150万円、緊急自然災害防止対策事業債280万円、いずれも事業費の確定による減額でございます。

また、利率につきましても3.0%から5.0%へ変更をさせていただきました。

8ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細になります。

歳入でございます。補正前の歳入合計は32億7,058万3,000円で、各款の補正額はご覧のとおりでありまして、補正額の合計はマイナスの8,288万4,000円でございます。歳入合計を31億8,769万9,000円とするものでございます。

9ページをご覧ください。

歳出でございます。補正前の歳出合計は32億7,058万3,000円で、各款の補正額はご覧

のとおりで、補正額の合計はマイナスの8,288万4,000円で、歳出合計は31億8,769万9,000円とするものでございます。

補正予算額の財源内訳でございますが、国県支出金マイナスの378万5,000円、地方債につきましてはマイナスの290万円、その他でございますけれども、マイナスの8,619万8,000円、一般財源が999万9,000円となります。

10ページをご覧ください。

歳入の細部説明になります。

1款村税でございますが、各項において調定の実績に合わせまして補正をさせていただきました。

11ページをご覧ください。

2款2項1目自動車重量譲与税1節自動車重量譲与税でございます。これにつきましても前年度と本年度の見込額を追加いたしまして、補正をさせていただきました900万円でございます。

12ページをご覧ください。

7款1項1目地方消費税交付金1節地方消費税交付金。これにつきましても前年度と本年度の見込みを推計いたしまして補正をさせていただきました。2,000万円でございます。

13ページをご覧ください。

8款1項1目環境性能割交付金1節環境性能割交付金でございます。これにつきましては、自動車を取得した場合に都道府県から課税されまして、都道府県から納付された金額の100分の95のうち市町村に100分の43が交付されます。その交付され方なのですが、道路延長と道路面積によって案分されて交付されることになっております。環境性能割交付金でございますけれども300万円でございます。これにつきましても、また前年度と本年度の見込みを推計しまして補正をさせていただいております。

10款1項1目地方交付税1節地方交付税でございます。971万円でございます。

14ページをご覧ください。

14款1項1目民生費国庫負担金1節保育所措置費負担金、子どものための教育・保育給付交付金900万円でございます。

15ページをご覧ください。

14款2項1目総務費国庫補助金1節総務費補助金、地域未来交付金でございます。旧デジタル田園都市国家構想交付金の代替りの交付金になります。1,293万3,000円でございます。

16ページをご覧ください。

15款1項1目民生費県負担金1節保育所措置費、子どもための教育・保育給付費負担金300万円でございます。

18ページをご覧ください。

15款2項4目農林水産業費県補助金2節林業費補助金、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補

助金でございます。事業の実施から10年を経過しないと事業を新しく行えないため、該当箇所が減少したことによります1,131万3,000円の減額でございます。

19ページをご覧ください。

16款1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入、土地建物等貸付収入でございますけれども、実績を推計いたしまして155万円でございます。

17款1項2目総務費寄附金1節ふるさと寄附金、ふるさと寄附金ですが、2億円から1億6,000万円へ減額をいたしました。4,000万円の減額でございます。

18款1項1目財政調整基金1節財政調整基金、財政調整基金につきましては8,200万円の減額でございます。ほたかの里基金繰入金、1節ほたかの里基金繰入金でございますけれども、寄附金額が減額したため3,626万2,000円の減額でございます。

22ページをご覧ください。

歳出の細部説明になります。まず、各項目におきまして確定した額の調整を行いまして、不用となった予算、予算項目を更正減となっております。また、職員給料、職員手当についても更正減となっております。

25ページをご覧ください。

2款1項3目財産管理費24節積立金でございます。減債基金積立金でございますが518万6,000円でございます。国からの通知によりまして積立てをいたします。

26ページをご覧ください。

その他の基金積立金でございます。ふるさと納税が2億円から1億6,000万円となりまして、ほたかの里基金の積立金を4,000万円の減額と、企業版ふるさと納税の基金950万円、森林環境譲与税の基金を650万円減額いたしまして2,393万1,000円の減額でございます。

2款1項4目企画費でございます。ふるさと納税の特典経費等の減額によりまして3,544万9,000円の減額となっております。

28ページをご覧ください。

2款1項7目村活性化推進費でございます。12節の委託料、地域未来交付金事業委託料で2,086万7,000円でございます。また、その下にあります18節負担金補助及び交付金でございます。地域未来交付金事業の負担金が500万円でございます。これにつきましても先ほど歳入で申し上げましたが、旧デジタル田園都市国家構想交付金の名称変更でございます。

34ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費でございます。27節繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金256万5,000円の減額でございます。

35ページをご覧ください。

3款1項1目老人福祉費でございます。12節の委託料、川場村社会福祉協議会の委託料でござい

ますけれども、ここではデイサービスセンターの全身浴の機器が老朽化をいたしまして、社会福祉協議会により競輪オートレースの補助金を申請しておったんですけれども、めどが立たないため、今回全身浴の機器の更新の委託料をここで上げさせていただきました。638万4,000円でございます。

36ページをご覧ください。

続きなんです、27節繰出金で後期高齢者医療特別会計繰出金442万3,000円の減額でございます。介護保険事業特別会計繰出金25万1,000円でございます。

39ページをご覧ください。

3款2項2目保育所費でございます。18節負担金補助及び交付金でございます。子どものための教育・保育給付費負担金でございます。2,012万円でございます。

40ページをご覧ください。

4款1項1目健康衛生総務費でございます。27節繰出金、水道事業会計の繰出金が107万9,000円でございます。

46ページをご覧ください。

6款2項2目林業振興費12節委託料でございます。森林整備事業委託料470万円の減額、竹林整備事業委託料600万円の減額となっております。

47ページをご覧ください。

続きまして、森林資源活用コンサルタント委託料451万円の減額でございます。

49ページをご覧ください。

8款2項1目道路維持費12節委託料、村道除雪作業委託料でございます。12月から氷点下の日が続きまして、塩化カルシウムの散布と降雪によります出動が増加したための増加になります。1,050万円でございます。

50ページをご覧ください。

8款4項1目公共下水道事業27節繰出金、下水道事業会計繰出金で153万9,000円でございます。

59ページをご覧ください。

10款4項5目埋蔵文化財調査費でございます。18節負担金補助及び交付金でございます。生品前原遺跡発掘調査費補助金でございます。これにつきましては、建物工事が令和9年度に延期されたため、300万円の減額でございます。

62ページをご覧ください。

12款1項1目元金でございます。22節償還金利子及び割引料、元金償還金、これ繰上償還をさせていただきます。3,604万9,000円でございます。

2目利子22節償還金利子及び割引料でございますが、利子償還金、これは繰上償還するんですけ

れども、利子の精査をさせていただきまして564万3,000円の減額でございます。

以上で細部説明を終わります。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。4番角田議員。

〔4番 角田文雄君発言〕

○4番（角田文雄君） 13ページの歳入です。

8款1項の1の環境性能割交付金。これは先ほど総務課長のほうから細部説明がありましたけれども、この原資となる市町村への配分基準とされている元ですか、道路の延長、それとの道路の面積、これが一番基本となると思いますので、これを教えてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 総務課長。

〔総務課長 小林 巧君発言〕

○総務課長（小林 巧君） 角田議員の質問にお答えいたします。

自動車税交付金算定資料の報告によりますと、道路の延長につきましては14万9,270メートルでございます。道路の面積につきましては79万557平米でございます。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 4番角田議員。

〔4番 角田文雄君発言〕

○4番（角田文雄君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はございませんか。6番宮内議員。

〔6番 宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君） 6ページの繰越明許費について伺いたいですけれども、総務費の1の地域未来交付金事業につきましては全協のときにご説明いただいたんですけれども、3項の戸籍住民基本台帳費と、それから6款農林水産業費の2項林業費の林業作業道総合整備事業補助金、これを繰り越す理由を説明いただけますか。

○議長（小菅秋雄君） 住民課長。

〔住民課長 安藤秀昭君発言〕

○住民課長（安藤秀昭君） それでは、6ページの2款総務費3項戸籍住民基本台帳費でございますが、事業名、戸籍附票システム改修事業で184万8,000円の繰越し内容でございます。こちらにつきましては、国庫事業であり国の令和7年度補正案として計上されたことから、市町村において令和7年度予算を計上を求められたところなんです、実際のところベンダーの対応が困難なことから繰り越すということになりました。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 小菅喜仁君発言〕

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君） 続きまして、林業作業道総合整備事業補助金でございますが、別所地区で林道の作業道を開ける事業でございます。繰越しになる理由でございますが、山林所有者間における境界の確定、また、立会いの日程調整が難航いたしました。所有者の承諾を得るまでに3か月ほどの不測の日数を要したためでございます。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 6番宮内議員。

〔6番 宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君） ありがとうございます。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はございませんか。2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 61ページをお願いします。

教育費の保健体育総務費、使用料及び賃借料の川場村第1体育館LED照明リース代77万1,000円の減額。それと、川場村武道館LED照明リース42万9,000円の減額ということでございますが、これについての説明をお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 横坂 徹君発言〕

○教育委員会事務局長（横坂 徹君） お答えをさせていただきます。

まず、川場村第1体育館のLED照明リース代及び武道館のLED照明リース代につきましては、LED照明の部材の取得に困難を来しておりまして、3月中に工事を今現在予定しております。ただし、今月の工事を行ったことによって、リース代が発生するのが4月以降になってしまいますので、今年度分について3月着工ですので4月新年度のリース代になってしまうため、今年度分のリース代を減額をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 9月の補正で第1体育館を部活動の使用時に暗いというような話で補正を取ったいきさつがありますが、今になって今年度はできなかったということ、それと、武道館のLEDにつきましても現在の蛍光灯が暗いと、消費電力を下げるために先行投資を行うと、このような説明でございましたので、逆に第1体育館は何でこんなに遅くなってしまったんでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 横坂 徹君発言〕

○教育委員会事務局長（横坂 徹君） 9月補正に提示をさせていただいて承認をいただきまして、すぐに注文書は発注しているんですが、工場のほうでLEDがまだ自社開発なので、再三お願いはしているんですけども、着工の連絡がまだ入ってきておりません。連絡は取っているんですが、LEDの部材が足りないそうなので、非常にちょっとうちも困惑している状況でございます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 工事を進めているというような今お話ですが、予算の裏づけがないのに行ってしまうということですか。4月からやるという話ではないんですか。工事なり事業としてこのリースのための事業は4月1日から執行するというのではなくて、3月に始めるということによろしいんですか。

○議長（小菅秋雄君） 教育事務局長。

〔教育委員会事務局長 横坂 徹君発言〕

○教育委員会事務局長（横坂 徹君） リース事業ですので、翌月から請求が発生するということは確認してございます。9月議会で承認されたこともありまして、発注と注文書はもうしてあるので、今年度の事業として執行はしたいと思っております。ただし、請求については令和8年4月以降に來てしまいますので、今年度の請求がないということで減額をさせていただいたということになっております。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 早めの執行をお願いできればと思います。分かりました。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はございませんか。5番津久井議員。

〔5番 津久井俊雄君発言〕

○5番（津久井俊雄君） 28ページ、総務費の総務管理費、地域づくり事業費が目なんですけど、18節で負担金補助及び交付金のうちその他補助金、地域おこし協力隊起業支援補助金減額で100万円。それから、地域おこし協力隊の定住支援補助金、これ200万円減額補正してございますけれども、いま一つ地域協力隊の活動の内容は、私勉強不足でよく分からないんですけども、こうした300万円からの減額を3月になって削るということは、目的とした事業がかなわなかったというふうに解釈しますが、内容について教えてください。

また、地域協力隊の隊員が今何人活動しているかということも教えていただきたいと思っております。

お願いします。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 小菅喜仁君発言〕

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君） お答えいたします。

まず、地域おこし協力隊は、今2名おります。

そして、起業支援補助金ですが100万円の減額をしております。1名は新しく起業をするというようなことで100万円の補助を申請してまいりましたが、もう1人は地元に住んで、自分で起業しないで地元の企業会社とというか、観光協会なんです、そちらのほうに勤めるということで新しい起業の支援は1人分なくなったということでございます。

それから、次、協力隊の定住支援の補助金でございますが、2名おりますので1人100万円ということで、定住支援した場合には100万円出ますので予算化をしておりましたが、2人とも定住のための住宅を購入したりというようなことがございませんでしたので、この200万円は減額ということでございます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 5番津久井議員。

〔5番 津久井俊雄君発言〕

○5番（津久井俊雄君） 説明ありがとうございます。

理解はできましたんですけども、ちょっと一つ私の考えたことをちょっと聞いていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

地域協力隊も起業興しということで村づくりに協力しているわけでございますけれども、実は名前を言って申し訳ないんですけども、フジタヨウカンさんがもう廃業されて何年かたちます。非常に昔からの川場の持参のお土産として流通していたわけですけども、お年で辞められたということで……

○議長（小菅秋雄君） 津久井議員、ちょっといいですか。予算に関係ないんで、その話は。

〔5番 津久井俊雄君発言〕

○5番（津久井俊雄君） 分かりました。

それでは、説明いただきましたので了解しました。是非今後も途中で辞めることなく進めてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はございませんか。角田議員。

〔4番 角田文雄君発言〕

○4番（角田文雄君） 35ページの社会福祉費の老人福祉費の中の12節委託料、川場村社会福祉事業委託料638万4,000円。これは具体的に何を委託するのか教えてください。

○議長（小菅秋雄君） 総務課長。

〔総務課長 小林 巧君発言〕

○総務課長（小林 巧君） 角田議員の質問にお答えいたします。

先ほどデイサービスセンターで全身入浴の機器が古くなりまして交換をするためという話をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 角田議員。

〔4番 角田文雄君発言〕

○4番（角田文雄君） もう一度言ってくれますか。今の話をもう一度。

○議長（小菅秋雄君） 総務課長。

〔総務課長 小林 巧君発言〕

○総務課長（小林 巧君） すみません。早口で申し訳ありませんでした。

デイサービスセンターの全身浴機器がございます。その機器が老朽化をしております。その更新のために全身浴の機器の更新の委託料ということでここに計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 角田議員。

〔4番 角田文雄君発言〕

○4番（角田文雄君） 社会福祉事業委託料、これが全体の関係の委託料という解釈ですか。638万4,000円。

○議長（小菅秋雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 布施伸一郎君発言〕

○健康福祉課長（布施伸一郎君） 社会福祉協議会の委託事業として、この全身機械浴の特殊浴場を購入する予算を計上した理由なんですけれども、当初より公益財団法人JKAということで、競輪…（「オートレース」の声あり）オートレースのやっているところなんですけれども、公益財団法人の補助金を要望しております。こちらを使って購入をする計画を立てておりました。

ただ、その補助金については、1回目については採択できなかったと。今2回目の要望をしておる最中でございますけれども、これが3月中まだ3日の状況で回答が出ていないという状況でございます。そこで業者のほうに確認したところ、年度内の納入も可能であるということですので補正をさせていただきます。委託事業で購入をしていきたいとそのように思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 角田議員。

〔4番 角田文雄君発言〕

○4番（角田文雄君） 分かりました。

私も社協のほうの監事をやっていますんで今聞いたわけなんですけれども。ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はございませんか。2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 49ページをお願いいたします。

土木管理費の中の18の負担金補助及び交付金、急傾斜地崩壊対策事業負担金37万円の事業の内容についてご説明をお願いします。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 石田信幸君発言〕

○田園整備課長（石田信幸君） 回答させていただきます。

太郎地区になるんですけども、太郎地区の急傾斜地の崩落対策事業ということで、群馬県のほうで事業をやっている、群馬県の事業費が370万円で、1割が村の負担金ということで37万円の計上となっております。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はございませんか。1番栗原議員。

〔1番 栗原達也君発言〕

○1番（栗原達也君） 19ページの17款の寄附金のふるさと寄附金4,000万円の減ですけども、大幅にこれ減少しています。その要因といたしましうか、原因は何でしょうか。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 小菅喜仁君発言〕

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君） お答えします。

まず、去年からの実績でございますが、昨年度は1億6,500万円の実績がございました。そして、今年は2億円ということで村長からも目標をいただきましたし、前回議会でも少し予算、歳出の部分が足りなくなったということで、2億円を取らせていただきました。今年も1億6,000万円ぐらいの去年と同水準に着地する予定の予測でございます。

理由でございますが、9月に全国的なポイント制度が廃止ということになりまして、9月の駆け込みの需要はあったんですが、10月以降の寄附が昨年よりも昨年同8割か7割ぐらいになってございます。それは全国的に同じだと思います。

それから、2つ目の原因として、日用品が現在の物価高で日用品のふるさと納税としての申込みというのは増加傾向にあるんですが、趣向品ですか高価なものとか、そういったようなものは減少傾向ということで分析をしております。川場村の主力でございます川場ビールでございますが、どちらかというとアサヒスーパードライとかそういったビールのほうが日用品として今出ているという、全国的に出ているというような傾向にありまして、川場村のビールは趣向品というような捉え方となっ

ているのか、主力のビールは随分減少になりました。そんなところが減少の原因でございますが、私どももビールが今まで主力でございましたので、ビールの広告を随分楽天とかに出していただいたんですが、これがすいませんが、ちょっと不発になってしまいました。

それから、よかった要因としてはポータルサイトを増やすことが増加するような要因となりますので、ポータルサイトを増やしたところ、ポータルサイトが500円万ほど増えたというところでその穴埋めになったというところでございますが、原因としてはそんなところを分析してございます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はございませんか。1番栗原議員。

〔1番 栗原達也君発言〕

○1番（栗原達也君） 返礼品が大分目的の方が多いようですけれども、本来のふるさと納税というのは、その地域、その村のよいところ、保存していただきたいところ、いろいろありますけれども、川場村にぜひ川場村をよくするために使ってくださいというお金だと思っておりますけれども、村長のほうも多方面において川場の行政施策等のPRも不十分かと思っておりますので、もっと村長にトップセールスをしていただいて、増えるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 今、栗原議員からお話がありますが、不十分ということは一生懸命努力をしているわけでありまして、なかなか制度の改革によって、全国47都道府県やはりばらつきもあつたり、ほとんどが先ほど課長が言ったように、個人のふるさと納税については返礼品目的ということでありまして、今後については日用品に傾向が移ったということでありまして、先月においてもふるさと納税高額の方を川場村に来ていただいて表彰状、また、感謝の式を昨年からは始めたところでありまして、継続した川場村の支援等もお願いをしているところでありまして、ぜひとも議員の皆さんにおいても、やはり村長と同様に皆さんにもご協力をいただいて、ぜひともこういったことが増えるようにご協力もお願いをしたいということでありまして、また、議員の皆さんも他県、他市町村にふるさと納税等をあまりしないように、村のほうに税金が減額ならないように、その辺もお願いをしたいところでありまして。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 1番栗原議員。

〔1番 栗原達也君発言〕

○1番（栗原達也君） 私も議員として川場村にふるさと納税をするよう、議員としてほかの方々にふるさと納税をするようPRしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はございませんか。5番津久井議員。

〔5番 津久井俊雄君発言〕

○5番（津久井俊雄君） 46ページと47ページですが、目が林業振興費の節で12の委託料、その他委託料の中に、森林整備事業委託料減額で470万円、それから竹林の委託料が600万円、それから47ページのほうに行きまして、森林資源利活用コンサルタント委託料減額で451万円。この内容について、減額の内容について教えてください。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 小菅喜仁君発言〕

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君） お答えいたします。

まず、森林整備と竹林整備、緑の県民基金事業でございますが、こちらのほうですが、村として要望をまず住民から要望を取って、要望から事業をしております。先ほど総務課長からの説明があったかもしれませんが、この竹林森林整備事業、一度やったところは10年間できないというような縛りもございます。そういったところから、住民からの要望が少なくなっているところもまず一つの要因です。それから10年の縛りがありますので、もう一度やりたいところがやれないというのがございます。以上の2点が大きい理由でございます。

それからその次が、森林コンサルタントを利活用委託料でございます。

これはヒューリック、アドバンスからの企業版ふるさと納税を原資として進めているものでございます。今年から始めた事業でございます。ですので、まず初年度のスタートが遅れてできなかったというようなところがございます。コンサルタント委託料というところで、推進基本計画10年間の計画書などを作ったのが実績でございます。

できなかったところは、川場産材利用木材の利活用の今後の方針計画ですとか、J-クレジットに関するものの今後の方針というようなコンサルタント委託料、この部分ができませんでしたので、450万円の減額とさせていただきます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 5番津久井議員。

〔5番 津久井俊雄君発言〕

○5番（津久井俊雄君） 森林整備事業につきましては、竹林の整備と違って村民の間に要望ありませんがというようなコメントはないように思います。ぜひ森林整備についてもたくさん間伐をしたいところはあるので、そういった個人あるいは法人宛てに問合せをいただきたいと思います。

それから、森林資源利活用コンサルタントの委託料につきましては、ご説明のとおり理解できましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はございませんか。6番宮内議員。

〔6番 宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君） 2点ほどお伺いします。

まず、1点目でございますけれども、13ページの13款使用料及び手数料の1項使用料1目総務使用料の村有住宅使用料の減額となった理由をお伺いします。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 小菅喜仁君発言〕

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君） 村有住宅というところで、桜川、薄根A、B、岩田ということで、4戸ほどございます。予算としてはこの4戸全て12か月間埋まったような形で予算は計上させていただいております。今2つのアパートが空いているような形になっておりますので、その分の減額ということでさせていただきました。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 6番宮内議員。

〔6番 宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君） ありがとうございます。

次に、もう1点ですけれども、先ほど角田議員が質問したところに重複するんですけれども、35ページ、1款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費、12委託料の全身浴の機械の購入という、この委託ですけれども、デイサービスセンター施設は村有施設だと思うんですね。これを委託でやるというそのものの考え方、契約の内容なんですけれども、簡単に言いますとマイナス12万9,000円になっている一つ上の装置の管理委託料っていうんで、その装置を管理するのは委託で契約がいいと思うんです。機械を購入することを委託するのか。本来であれば村の施設であるから、村が工事費なりそれから機器購入費、備品購入ですね、これでやって管理を委託するというそういうやり方になると思うんですけれども、社会福祉協議会に事業として委託するのが、内容がどういうものなのかが分かりませんので、その辺のご説明をいただきたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 布施伸一郎君発言〕

○健康福祉課長（布施伸一郎君） こちらについては、公益財団法人からの補助金を頂いて購入をしたいというのが当初の計画でしたので、この補助金の申請が社会福祉協議会でなければできないということで当初より計画していたものでした。そのため、この社会福祉事業の委託料に含めたものでございます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 6番宮内議員。

〔6番 宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君） 当初の説明はそういう事業でという話ですけれども、それでは購入できない

ので、要するに直接的に機械器具メーカーっていうんですか、そこから購入して入れるということですよ。そういう説明でしたよね。機械器具の購入費というのは、社会福祉協議会の会計の中で購入費というのは充てられると。この委託というのは、その購入も含めてこの後の機械の器具の管理も含めてそれを全て委託するという、そういう経緯で委託契約をこれからされるということで、その理解でよろしいですか。

○議長（小菅秋雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 布施伸一郎君発言〕

○健康福祉課長（布施伸一郎君） こちらについては、購入の委託をこれから契約したいと考えておるところです。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 6番宮内議員。

〔6番 宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君） 再度伺います。すみません。

購入することを委託するんであって、その後の機械の、要するに管理運営の内容については委託はされないんですか。

○議長（小菅秋雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 布施伸一郎君発言〕

○健康福祉課長（布施伸一郎君） こちら特殊浴槽になっておりますので、使用管理、そちらにつきましても委託が必要になると、そういう認識でおります。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 6番宮内議員。

〔6番 宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君） しつこくすみません。

要するに、この所有権の問題だと思うんですけども、購入をすることも委託、それから管理も委託、全て要するに丸投げなんですけれども、この所有権はどちらにあるんでしょうか。要するに、備品としての管理、簡単に言うと備品代はどちらにのるんですか。村にのるのでしょうか、それとも社会福祉協議会になるんでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 布施伸一郎君発言〕

○健康福祉課長（布施伸一郎君） 村にあるようにしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 6番宮内議員。

〔6番 宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君） 村にあるんだったら、村が買って設置をして、要するに維持管理を委託する

というのが筋ですよ。最初の事業はそうだからといって丸投げで、それを委託の費目で上げてくるということ自体が、本来私は会計上無理があると思うんですよ。その辺について、担当課長のご意見を伺います。

○議長（小菅秋雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 布施伸一郎君発言〕

○健康福祉課長（布施伸一郎君） こちら補助金のほうを要望中ということになっております。今現在。その回答が出ていないということで、急遽補助金を待たずに購入するという方法に変更させていただいたためでございます。

○議長（小菅秋雄君） 6番宮内議員。

〔6番 宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君） ありがとうございます。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はございませんか。5番津久井議員。

〔5番 津久井俊雄君発言〕

○5番（津久井俊雄君） 48ページ、土木費、土木管理費の委託料。その他委託料の中に、道路未登記分登記委託料減額で100万円計上してございますけれども、これは道路を恐らく拡張したか、何らかの形で住民から譲っていただいた分だと思えます。これを100万円計上して登記が未登記になったわけですから、これは固定資産税も影響してくるわけですね。財産権として、当然これは事業実施の段階で、その年度に登記をするべきものだと私は思いますが、こうしたものについて、担当課長どういうふうに考えているか教えてください。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 石田信幸君発言〕

○田園整備課長（石田信幸君） この事業でございますが、新たにやる事業という認識よりも、過去のを登記されていなかったりだとか、例えば道路のところが村民の所有になっていただとか、そういうのを洗い出してやる事業でございますが、実質この事業をできなかったと、しなかったということでございます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 5番津久井議員。

〔5番 津久井俊雄君発言〕

○5番（津久井俊雄君） 過去のだとすると、何年になるか分かりませんが、道路として寄附した、売買したというふうに考えておまして、その数年間はずっと登記しない限りはその個人が固定資産税を納めていたんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 石田信幸君発言〕

○田園整備課長（石田信幸君） そういったこともあろうかと思えます。今後事業を実施してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 5番津久井議員。

〔5番 津久井俊雄君発言〕

○5番（津久井俊雄君） 個人の財産権でございますので、分けたところでそういった処理を速やかにしていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号 令和7年度川場村一般会計補正予算（第6号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第16 議案第16号 令和7年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第16、議案第16号 令和7年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第16号 令和7年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5,906万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度に比べ被保険者の所得の増加に伴う保険税が1,067万3,000円の増額、国庫支出金が89万1,000円の増額となり、繰入金については保険税の増額に伴い基金繰入金及び保険基盤安定繰入金、出産育児一時金繰入金等の額が確定したため1,071万3,00

0円を減額するものであります。

次に、主な歳出であります。子ども・子育て支援金制度への対応のためのシステム改修を行う必要があるため、総務費の徴税費を89万1,000円増額するものであります。

なお、本案につきましては、去る2月19日に開催されました川場村国民健康保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑ありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号 令和7年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第17 議案第17号 令和7年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第17、議案第17号 令和7年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第17号 令和7年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ987万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億6,503万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保険料83万5,000円、国庫支出金105万円を増額し、支払基金交付金604万9,000円、県支出金150万5,000円、繰入金418万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、主な歳出であります。本年度の実績を踏まえ、総務費40万7,000円、基金積立金7

万5,000円を増額し、保険給付費980万円、地域支援事業費55万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

なお、本案につきましては、去る2月19日に開催されました川場村介護保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号 令和7年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第18 議案第18号 令和7年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第18、議案第18号 令和7年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第18号 令和7年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ548万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,187万9,000円とするものであります。

歳入であります。保険料の確定に伴い875万6,000円、諸収入90万6,000円、国庫支出金24万3,000円をそれぞれ増額し、繰入金442万3,000円を減額するものであります。

次に、歳出であります。総務費5万円、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴い739

万5,000円をそれぞれ増額し、諸支出金14万円、予備費182万3,000円を減額するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号 令和7年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第19 議案第19号 令和7年度川場村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第19、議案第19号 令和7年度川場村簡易水道事業会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第19号 令和7年度川場村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出でございます。

収入では、水道事業収益7,063万2,000円に278万8,000円を追加し、補正後額を7,342万円といたします。営業収益では実収入に合わせた増額を行い、営業外収益では他会計負担金の資本的収入からの組替え及び収支の不足分を合わせた250万4,000円を追加計上し、増額をしております。

支出では、水道事業費用7,880万8,000円に312万1,000円を追加し、補正後額を8,192万9,000円といたします。給与改定による人件費や資本的支出計上額を修繕費に組み替えたことによる営業費用243万2,000円の増額や、納付消費税の増額と新たに特別損失を22万円計上しております。

続いて、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入では、他会計負担金の組替えと水道基金取崩し額の減額により、予算額の844万5,000円から773万1,000円を減額し、補正後額を71万4,000円といたします。

資本的支出では、不用額の減額と太郎配水池の水位弁交換工事を収益的支出へ組み替えるため、予算額844万5,000円から192万6,000円を減額し、補正後額を651万9,000円といたします。

なお、本案につきましては、去る2月19日に開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号 令和7年度川場村簡易水道事業会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第20 議案第20号 令和7年度川場村下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第20、議案第20号 令和7年度川場村下水道事業会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第20号 令和7年度川場村下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出でございます。

収入では、下水道事業収益1億6,132万9,000円に527万2,000円を追加し、補正後額を1億6,660万1,000円といたします。営業収益は下水道使用料減収に伴い130万5,

000円を減額し、営業外収益では他会計負担金の資本的収入からの組替え及び収支の不足分を合わせた657万7,000円を追加計上し、増額しております。

支出では、下水道事業費用1億6,133万円に256万6,000円を追加し、補正後額1億6,389万6,000円とし、給与改定による人件費や資本的支出計上額を修繕費へ組み替えたことにより、営業費用173万6,000円の増額や納付消費税の増額、新たに特別損失を計上いたしました。

続いて、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入では、他会計負担金を収益的収入へ組み替えたため、5,152万8,000円から501万9,000円を減額し、補正後額を4,650万9,000円といたします。

資本的支出では、不用額の減額と工事2本を収益的支出へ組み替えたため、1億327万円から231万3,000円を減額し、補正後額1億95万7,000円へ減額といたします。

なお、本案につきましては、去る2月19日に開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。6番宮内議員。

〔6番 宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君） 15ページ、明細書の収入の1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料1節下水道使用料でございますけれども、マイナス130万9,000円となっております。実収入に補正ということでございますけれども、この基準となるのは水道メーターでございますので、先ほど可決した水道料金のほうでは減額補正になっておらないので、基準になるところが補正になっていないのに、下水道はそれを基準としているのになぜ減額になるのか。

もう1点でございます。

16ページの支出でございますけれども、1款下水道事業費用3項特別損失1目その他特別損失1節その他特別損失の長期滞留未収金の不納欠損予定額でございますけれども、これについてご説明いただきたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 石田信幸君発言〕

○田園整備課長（石田信幸君） 1点目、下水道の使用料の減額についてでございます。

これは単純に使用料が減ったということですが、水道も減ってもおかしいんじゃないかというご質問でございます。実は水道の料金も減っているところなんです、水道ですとパース病院がつなげたという経緯がございます、当初予算ではそのパースの水道料金を見ていなかったと、その分増えて

水道は減っていないということでございます。

2点目でございます。その他の特別損失でございますけれども、こちらでございますが、5年以上の滞納者5人分の不納欠損の予定額を計上しております。

以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 6番宮内議員。

〔6番 宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君） ご説明ありがとうございます。

先ほどのパースの関係については、パースは下水道には入っていないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 石田信幸君発言〕

○田園整備課長（石田信幸君） 失礼しました。

パースは下水道にはつないでおりません。

○議長（小菅秋雄君） 6番宮内議員。

〔6番 宮内好美君発言〕

○6番（宮内好美君） ありがとうございます。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号 令和7年度川場村下水道事業会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第21 議案第21号 令和8年度川場村一般会計予算について

◎日程第22 議案第22号 令和8年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について

◎日程第23 議案第23号 令和8年度川場村介護保険事業特別会計予算について

◎日程第24 議案第24号 令和8年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第25 議案第25号 令和8年度川場村簡易水道事業会計予算について

◎日程第26 議案第26号 令和8年度川場村下水道事業会計予算について

○議長（小菅秋雄君） 日程第21、議案第21号 令和8年度川場村一般会計予算についての件から、日程第26、議案第26号 令和8年度川場村下水道事業会計予算についての件までの6件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第21号 令和8年度川場村一般会計予算について、提案説明を申し上げます。

令和8年度の一般会計当初予算の総額は32億217万2,000円で、前年度に比べプラス9.8%、2億8,641万円の増であります。

歳入の内訳を財源別で見ますと、村税等の自主財源が12億2,447万6,000円で歳入全体の38.2%となります。地方交付税や国庫支出金等の依存財源が19億7,769万6,000円で61.8%を占めております。依然として厳しい財政状況に変わりはありませんが、村税やふるさと寄附金を中心とする自主財源の確保に努めてまいりたいと思います。

次に、歳出の内訳を性質別に見ますと、地方自治体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費である義務的経費が12億5,614万2,000円で歳出全体の39.2%、普通建設事業費などの投資的経費が7,822万8,000円で2.4%、その他の経費が18億6,780万2,000円で58.4%を占めております。

具体的な項目に入りますが、歳入では、村税が4億1,842万5,000円の計上で6.6%の増額であります。地方交付税は13億円の計上で、前年度比1億円の増額であります。使用料及び手数料は5,814万2,000円で1.4%の減額であります。国庫支出金は2億941万9,000円の計上で11.2%の減額であります。寄附金は1億9,159万1,000円で14.7%の増額であります。ふるさと納税、企業版ふるさと納税等を見込んでおります。繰入金は4億4,219万円の計上で、財政調整基金、ほたかの里基金等の繰入れを計上いたしました。村債は1億5,130万円で68.8%の増であります。主な財源は、旧庁舎の解体工事に充てる起債でございます。

歳出であります。主なものを説明いたします。

総務費では、旧庁舎解体のための調査及び設計委託料、旧庁舎解体工事請負費、ガバメントクラウド運用業務委託料、庁舎等空調保守点検業務委託料、ふるさと納税関連経費などを計上いたしました。

民生費では、社会福祉事業委託料、子どものための教育・保育給付費負担金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業による保育料及び給食費の補助などを計上しました。また、国民健康保険事業、後期高齢者医療及び介護保険事業特別会計への繰出金1億7,414万6,000円を計上いたしました。

衛生費では、各種検診委託料、清掃施設組合負担金などを計上いたしました。また、水道事業会計

で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業による水道料金基本料減免分を含めて繰出金を計上しました。

農林水産業費では、農道や水路整備のための小規模農村整備事業、多面的機能支払交付金事業、林道整備及び森林や竹林整備事業などを計上いたしました。

商工費では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業による商品券交付事業、かわばまつり開催経費、施設管理委託料等を計上いたしました。

土木費では、村道舗装補修等工事請負費、橋梁定期点検委託料などを計上いたしました。また、下水道事業会計への繰出金1億2,968万5,000円を計上いたしました。

消防費では、広域消防負担金1億1,194万9,000円を計上いたしました。

教育費では、生徒海外派遣交流経費、給食調理委託料、スポーツ施設管理委託料、武道館及び第1体育館修繕工事等を計上いたしました。

次に、議案第22号 令和8年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について、提案説明を申し上げます。

日本の医療保険制度の中核として、国民健康保険制度は地域住民の医療の確保と健康増進に大きな役割を果たしているところでございます。平成30年度から国民健康保険の財政運営を群馬県が担っており、令和15年度に県内の保険料統一を見据え、算定方法を4方式から3方式へ変更を行い6年目の年となります。現在、県内のどこに住んでいても、同じ所得で同じ世帯構成であれば同じ保険税率にすることを目標に協議を進めております。

さて、令和8年度の予算であります。令和7年度の保険給付費等の支払い状況及び予定できる財源を基に、歳入歳出予算の総額を4億825万円といたしました。これは前年度当初予算と比較して5.8%の減となり、金額にして2,505万2,000円の減額となります。

主な歳入では、国民健康保険税7,829万3,000円で603万4,000円の増額で、要因といたしましては、被保険者の総所得額の増加と、子ども・子育て支援納付金分の新設のための増額となっております。都道府県支出金2億7,860万1,000円で、前年度に比べ9.0%、金額で2,769万2,000円の減額、繰入金5,098万3,000円で、前年度に比べ6.7%、金額で364万1,000円の減額となっております。要因といたしましては、保険基盤安定繰入金金の減額によるものであります。

次に、歳出であります。歳出予算の66.2%を占める保険給付費が2億7,012万4,000円で、前年度に比べ9.4%、金額で2,798万1,000円の減額となります。

次に、国民健康保険事業納付金については、所得水準の影響を考慮し1億900万円を計上いたしました。

以上が令和8年度予算の概要であります。病気を事前に予防するための保健事業に力を入れ、医療費の削減に努めていきたいと思っておりますので、議員各位のご理解をお願いするところであります。

次に、議案第23号 令和8年度川場村介護保険事業特別会計予算について、提案説明を申し上げます。

介護保険事業は、介護を必要とする方を社会全体で支え、利用者の選択による総合的なサービスを安心して受けられる制度として、平成12年に発足をいたしました。また、令和8年度は第9期介護保険事業計画の3年目となり、年度中に第10期介護保険事業計画の策定を行うこととなります。

さて、令和8年度の予算であります。第9期介護保険事業計画を基に、保険給付費等の状況を踏まえ、歳入歳出予算の総額を4億5,849万6,000円といたしました。これは前年度当初予算と比較して約1.6%、金額で721万2,000円の増額となります。

主な歳入では、介護保険料が1億602万2,000円で、前年度に比べ1.7%、金額にして172万6,000円の増額、繰入金は7,869万6,000円で、前年度に比べ12.3%、金額にして864万8,000円の増額となっております。国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の減額は、保険給付費の減額によるものであります。

歳出であります。歳出全体の88.7%を占めております保険給付費であります。介護保険事業計画及びサービス利用実績から4億663万9,000円、前年度に比べ431万9,000円の減額となっております。総務費については、介護保険制度会計システムの改修及び第10期介護保険事業計画作成費用の計上により802万5,000円の増額、地域支援事業費については、前年度の予防サービス利用実績から337万6,000円の増額となっております。保険給付費を村の要介護及び要支援認定者200名で利用額に換算してみますと、1人当たり年額でおよそ200万円となります。介護が必要になってもできる限り自立した生活ができるよう、介護保険を利用される高齢者の皆さんに信頼される介護保険事業であるよう、今後とも努力をしまいたいと思いますので、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

次に、議案第24号 令和8年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について、提案説明を申し上げます。

平成20年度から発足し、高齢者医療を支えている後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を前年度比16.2%増となる1億2,074万7,000円といたします。

増額の要因といたしますと、被保険者数の増加により医療給付費の増加が見込まれること及び子ども・子育て支援金制度の創設により、後期高齢者医療広域連合納付金が増額となったことによります。

主な歳入であります。75歳以上の被保険者から納めていただきます保険料が4,764万2,000円であり、前年度に比べ1,206万4,000円の増額となっております。この保険料の負担割合は、県内市町村の全て同率となっております。村内の被保険者が納めることになる1人当たりの保険料に換算してみますと、年間でおおよそ7万5,000円になります。繰入金は7,107万6,000円、前年度に比べ472万4,000円の増額となっております。

次に、歳出であります。事務費分となる総務費の444万2,000円、後期高齢者医療広域連

合への納付金が1億1,580万4,000円であり、前年度に比べ1,669万円の増額となっております。

以上が令和8年度予算の概要であります。今後もこの制度が現役世代と高齢者が共に支え合う医療制度として、村民の福祉と健康の増進につながるよう、ご指導、ご協力をお願い申し上げます。

次に、議案第25号 令和8年度川場村簡易水道事業会計予算について、提案説明を申し上げます。初めに、収益的収入及び支出でございます。

収入では、水道事業収益が8,318万4,000円であります。内訳は、令和8年度実績予定である物価高騰対策交付金を活用し、水道基本料金の減免により減額をした水道料金、加入金といった営業収益が2,973万5,000円、減免料金を充当する一般会計繰入金や長期前受金戻入といった営業外収益5,344万9,000円となっております。

支出では、水道事業費用を8,742万6,000円としております。内訳といたしまして、営業費用に水道水供給に伴い発生する人件費や電気代等の費用及び施設管理や修繕等の維持管理費、減価償却費を8,454万9,000円とし、営業外費用に企業債利息や納付消費税等187万7,000円を計上しております。また、予備費は不測の事態に備え100万円を計上しております。

続いて、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入は、水道基金取崩しにより626万円であります。

資本的支出は1,085万8,000円で、うち建設改良費には上界戸及び中野配水池の流量計更新工事2本分と検定満期に伴うメーター交換を合わせ803万2,000円を、企業債元金償還には281万6,000円を計上いたしました。

次に、議案第26号 令和8年度川場村下水道事業会計予算について、提案説明を申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出でございます。

収入では、下水道事業収益が1億6,287万3,000円であります。内訳は、下水道使用料3,601万2,000円、一般会計繰入金と長期前受金戻入による営業外収益を1億2,686万1,000円計上しております。

支出では、下水道事業費用を1億6,287万3,000円としております。汚水の処理に係る人件費や電気代等の費用及び施設管理や修繕等の維持管理費、減価償却費を合わせ1億5,066万4,000円、企業債利益や納付消費税に1,120万9,000円を計上しております。また、予備費は、不測の事態に備え100万円を計上しております。

続いて、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入は、一般会計繰入れと受益者負担金により4,703万2,000円であります。

資本的支出は、9,863万円で、うち建設改良費として、下水処理場のポンプ及びインバーター交換工事2本分を含め873万9,000円、企業債元金償還には8,989万1,000円を計上しております。

なお、後期高齢者医療特別会計以外の特別会計等予算につきましては、去る2月19日に開催されました各運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、細部につきましては担当課長から説明申し上げます。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） ここで担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 小林 巧君発言〕

○総務課長（小林 巧君） それでは、令和8年度川場村一般会計予算の細部説明をいたします。

令和8年度川場村の一般会計予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億217万2,000円と定める。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第3条、一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

7ページをご覧ください。

第2表地方債でございます。

起債の目的、限度額、利率、償還の方法でございます。

初めに、公共施設等適正管理推進事業債1億4,400万円の限度額で、旧庁舎の解体事業に充てます。緊急自然災害防止対策事業債400万円でございますが、県単治山事業の負担金に充てます。デジタル活用推進事業債でございます。330万円、これにつきましては川場学園のプロジェクトの導入事業に使用いたします。計で1億5,130万円でございます。利率につきましては5%以内ということで計上しました。償還方法については据置期間を含み30年以内ということでございます。

9ページをご覧ください。

歳入歳出予算の事項別明細書になります。

歳入でございます。

主な増減理由、前年度比較は先日の全員協議会で説明をさせていただきましたので、この明細の説明は割愛させていただきます。

10ページをご覧ください。

歳入の合計でございますが、本年度予算額32億217万2,000円、前年度予算額29億1,576万2,000円、比較で2億8,640万円でございます。

11ページをご覧ください。

歳出でございます。

歳出の合計、本年度予算額32億217万2,000円、前年度予算額29億1,576万2,000円、比較2億8,641万円でございます。予算額の財源内訳でございます。国庫支出金が3億

7, 407万8, 000円、地方債が1億5, 130万円、その他で3億9, 564万2, 000円、一般財源が22億8, 115万2, 000円でございます。

13ページをご覧ください。

歳入の詳細説明になります。

1款1項村税につきましては、合計で1億3, 689万1, 000円で7.4%の増額になっております。

続きまして、1款2項固定資産税は、計で2億4, 223万1, 000円で4.6%の増額でございます。

14ページをご覧ください。

1款3項軽自動車税でございますが、環境性能割、種別割につきましては廃目となっております。経過措置といたしまして、1款6項旧法による税ということで、下に計上をさせていただいております。

1款4項1目村たばこ税1節たばこ税でございますが、前年度実績から1, 494万4, 000円となっております。

1款6項旧法による税ということで、1目軽自動車税環境性能割につきましては、経過措置といたしまして20万円を計上させていただいております。

15ページをご覧ください。

2款1項地方譲与税につきましては、前年度の実績から計上させていただきました。

16ページをご覧ください。

4款1項配当割交付金、5款1項株式等譲渡所得割交付金、6款1項法人事業税交付金につきましては、前年度実績から計上をさせていただいております。

17ページをご覧ください。

8款1項1目環境性能割交付金でございます。先ほど税の部門で説明をさせていただきましたが、環境割の性能割交付金につきまして令和8年3月31日で廃止されておりますけれども、経過措置といたしまして300万円を計上させていただきました。

10款1項1目地方交付税、地方交付税でございますが、1億円の増加で13億円を計上しております。小学校の給食費や物価高騰によります算定基準の改正がございまして増加となっております。

21ページをご覧ください。

14款2項1目総務費国庫補助金でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。2, 095万8, 000円でございます。この内訳でございますけれども、推奨メニューといたしまして水道料金の基本料金の減免、プレミアム商品券の事業、こども園給食費補助金の事業、こども園保育料の補助金の事業に充てる予定でございます。その下の地域未来交付金でございますが、275万円でございます。

22ページをご覧ください。

14款2項5目土木費国庫補助金でございます。1節の土木費補助金でございます。社会資本整備総合交付金でございますが、これは除雪に充てております。600万円でございます。道路メンテナンス事業費補助金でございますが、これは橋梁点検の委託費として充当いたしております。1,065万9,000円でございます。

24ページをご覧ください。

15款2項1目総務費県補助金でございます。2節電源立地地域対策交付金、電源立地地域対策交付金ですが、440万円でございます。

27ページをご覧ください。

17款1項2目総務費寄附金でございます。1節ふるさと寄附金、ふるさと寄附金1億5,000万円と、企業版ふるさと寄附金2,050万円でございます。

18款1項1目財政調整基金繰入金1節財政調整基金でございますけれども、3億円を予定しております。

28ページをご覧ください。

4目ほたかの里基金繰入金14節ほたかの里基金繰入金、ほたかの里基金繰入金でございますが、1億3,530万円でございます。

6目減債基金繰入金1節減債基金繰入金でございますが、389万円でございます。

7目友好の森整備基金繰入金1節の友好の森整備基金繰入金でございますが、300万円でございます。

29ページをご覧ください。

20款4項6目雑入でございます。雑入について、代替バスの運行負担金341万5,000円でございます。てんぐ山公園の管理負担金598万1,000円でございます。

31ページをご覧ください。

21款1項村債でございます。村債につきましては7ページで説明しておりますので、割愛をさせていただきます。

33ページをご覧ください。

歳出の細部説明になります。

まず、給料、職員手当、共済は、各事業ごとに計上しておりますが、説明は省略させていただきます。

41ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費18節負担金補助及び交付金でございます。群馬県市町村振興協会魅力あるコミュニティ助成事業補助金、門前地区でございますが200万円でございます。

44ページをご覧ください。

2款1項3目財産管理費でございます。12節委託料、旧庁舎のための調査設計委託料700万円でございます。JA跡地住宅団地測量設計委託料300万円でございます。

47ページをご覧ください。

2款1項3目財産管理費でございます。14節工事請負費でございます。旧庁舎解体工事請負費1億5,000万円でございます。17節備品購入費でございます。車両購入費でございますが、公用車の老朽化によりまして軽自動車2台、カーゴ用の普通車を1台購入を予定しております。594万円でございます。

48ページをご覧ください。

2款1項3目の財産管理費でございますけれども、24節積立金でございます。財政調整基金の利子の積立てが170万円、減債基金の積立金が100万円、その他の基金の積立金でございます。1億7,730万3,000円でございます。内訳といたしましては、ほたかの里基金積立金、森林環境譲与税基金積立金、友好の森基金積立金、企業版ふるさと納税基金積立金、電源立地地域対策交付金事業の基金の積立金になります。

49ページをご覧ください。

2款1項4目企画費でございます。10節需用費、ふるさと納税特典経費でございますけれども、5,299万円でございます。

50ページをご覧ください。

12節委託料でございます。親子向け移住体験事業（こども園留学）の委託でございますが、550万円でございます。

51ページをご覧ください。

2款1項4目企画費でございますが、18節負担金補助及び交付金でございますが、代替バスの運行費補助金になります。現在、川場村の循環バスでございますけれども、19年を経過して老朽化が目立っております。1台のバスをこの費用でリースいたしまして運行する予定であります。2,280万8,000円でございます。

52ページをご覧ください。

18節でございますけれども、川場村子育て世帯・若者夫婦世帯住宅取得補助金でございます。200万円で5件を予定しておりまして、1,000万円でございます。

69ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費でございます。27節繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金3,098万3,000円でございます。

71ページをご覧ください。

3款1項3目老人福祉費でございます。27節繰出金、後期高齢者医療特別会計の繰出金7,107万6,000円でございます。介護保険事業特別会計繰出金7,208万7,000円でございます。

す。

79ページをご覧ください。

3款2項2目保育所費でございます。18節負担金補助及び交付金、その他の補助金で、ここに保育料の補助金と給食費の補助金がございますが、これにつきましては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業を充てる予定でございます。保育料が510万5,000円で、給食費のほうが297万4,000円でございます。その下の子どものための教育・保育給付費負担金1億2,790万1,000円でございます。

81ページをご覧ください。

4款1項1目保健衛生費総務費でございます。12節の委託料でございますが、標準化に伴いまして健康情報システムの改修委託料でございます。509万9,000円でございます。

82ページをご覧ください。

27節の繰出金でございますけれども、水道事業会計の繰出金でございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業を充てまして、水道料金の基本料の免除を含んでおります。2,379万9,000円でございます。

92ページをご覧ください。

4款2項1目清掃総務費18節負担金補助及び交付金、沼田市外二箇村清掃組合負担金でございます。2,830万4,000円でございます。

100ページをご覧ください。

6款1項8目土地改良総合整備事業費でございます。12節の委託料、小規模農村整備事業調査設計業務委託料1,133万円でございます。14節工事請負費、小規模農村整備事業工事請負費でございますけれども、3か所を予定しております。1つ目が菽室の下原地区、もう一つが谷地地区の新井地区、もう一つが谷地地区吉芦地区でございます。1,837万円でございます。18節負担金補助及び交付金、多面的機能支払交付金でございますが、1,911万2,000円でございます。

104ページをご覧ください。

6款2項2目林業振興費12節委託料でございます。川場村クマ出没対策緩衝帯整備事業委託料350万円でございますが、谷地地区と生品地区を予定しております。竹林整備事業委託料でございます300万円でございますけれども、ここは要望によって行う予定でございます。

106ページをご覧ください。

6款2項3目治山林道費でございます。18節負担金補助及び交付金でございます。県営事業等の負担金でございます。県治山事業負担金でございます。林道太郎線の改良工事でございます。これにつきましては7ページの起債を利用いたします。

107ページをご覧ください。

7款1項1目商工総務費18節負担金補助及び交付金、川場村商工会補助金でございますけれども、

このうち物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業を充てるプレミアム商品券事業がございます。  
860万円でございます。

116ページをご覧ください。

8款2項1目道路維持費でございます。12節委託料、村道除雪作業委託料でございます。920万円でございます。14節工事請負費、舗装補修等工事請負費1,040万円でございます。

117ページをご覧ください。

8款2項3目橋りょう費12節委託料、橋梁定期点検委託料でございます。16橋を実施予定でございます。1,723万7,000円でございます。

118ページをご覧ください。

8款4項1目公共下水道事業費27節繰出金、下水道事業会計繰出金でございます。1億2,968万5,000円でございます。

122ページをご覧ください。

9款1項2目消防施設費でございます。18節負担金補助及び交付金でございます。広域消防負担金で1億1,194万9,000円でございます。

126ページをご覧ください。

10款1項3目国際交流事業費でございます。18節負担金補助及び交付金、児童生徒の派遣費の補助になります。9年生海外派遣交流事業補助金1,477万6,000円でございます。イングリッシュキャンプ・セミナー補助金344万3,000円でございます。

129ページをご覧ください。

10款2項1目学校管理費14節工事請負費でございます。川場学園プロジェクターシステム設置工事でございますが、7ページの地方債を充てる予定でございます。396万円でございます。

133ページをご覧ください。

10款2項3目調理場費（センター費）でございます。12節委託料、給食調理委託料2,351万5,000円でございます。14節工事請負費、維持補修工事でございます。自動水栓温水器取付工事136万6,000円、給食センター室内の建具修理工事191万1,000円、給食センター入り口ドア新設工事28万7,000円、下処理室内シンクの更新及び床修繕374万円でございます。

134ページをご覧ください。

10款2項4目給食費でございますけれども、10節需用費、給食賄材料費でございます。物価高騰による増加でございます。1,920万1,000円でございます。

143ページをご覧ください。

10款5項1目保健体育総務費でございます。12節委託料スポーツ施設管理委託料3,136万6,000円でございます。

144ページをご覧ください。

10款5項1目保健体育総務費でございますが、14節工事請負費、川場村武道館修繕工事、これにつきましては空調工事と排煙棟サッシの修繕工事が含まれておりまして、1,124万5,000円でございます。川場村第1体育館の修繕工事でございますが、暗幕の改修工事が充てられます。329万2,000円でございます。

146ページをご覧ください。

12款1項1目元金でございます。22節償還金利子及び割引料、元金償還金が3億9,088万7,000円でございます。

2目利子22節償還金利子及び割引料、利子償還金3,933万3,000円でございます。

3目公債諸費でございますけれども、21節の償還補填及び賠償金でございます。繰上げ償還の補償金でございます58万7,000円でございます。令和8年度におきましては、1億4,202万4,000円の繰上償還を予定しております。

以上で細部説明を終わります。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第21、議案第21号 令和8年度川場村一般会計予算についての件から、日程第26、議案第26号 令和8年度川場村下水道事業会計予算についての件までの6件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号から議案第26号までの6件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

引き続き、予算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。予算審査特別委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

予算審査特別委員会を、委員会条例第9条第1項の規定により、本日の本会議終了後、議場において開催いたします。

---

◎散 会

○議長（小菅秋雄君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、3月6日から3月12日まで休会とし、3月13日は議事の都合上、午後2時から本会議を開催したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。したがって、3月6日から3月12日まで休会とし、3月13日は午後2時から本会議を開催いたしますので、定刻までにご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時33分散会